

# 島根県報

号外第四〇号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

## 規 則

### 目 次

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

(管 財 課)

#### 公布された条例等のあらまし

◇島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則(規則第三十六号)

- 一 規則の概要
  - 1 旧松江警察署庁舎の名称を第二分庁舎とし、県庁舎として位置づけることとしたことに伴う規定の整備(第二条関係)
  - 2 その他規定の整理
- 二 施行期日
  - 平成十五年四月一日から施行することとした。

## 規 則

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第三十六号

島根県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

島根県庁舎等管理規則(昭和五十二年島根県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び分庁舎」を「分庁舎、南庁舎、東庁舎及び第二分庁舎」に改め、同条第二号中「(昭和三十六年島根県公安委員会規則第二号)」を「(平成七年島根県公安委員会規則第一号)」に、「機動隊、機動警察隊」を「通信指令課」に改め、「高速道路交通警察隊」の下に「機動隊」を加え、同条第三号中「社会保険事務所並びに」を削り、同条第四号中「警察署」の下に「交番その他の」を加える。

第四条第一項の表県庁舎にある事務室の項中「課長」の下に「又は室長」を、「二以上の課」の下に「又は室」を加える。

第七条第一項中「出入口」の下に「本庁舎の」を加え、同項第二号を次のように改める。

#### 二 閉扉時刻

##### イ 県庁舎の正面出入口

午後六時三十分

##### ロ 分庁舎の西出入口、南庁舎の南出入口及び東庁舎の西出入口

午後九時

##### ハ イ及びロに掲げる出入口以外の県庁舎の出入口

午後六時

第七条第三項中「県庁舎」の下に「のうち本庁舎」を加え、同条に次の一項を加える。

4 県庁舎のうち第二分庁舎に係る前三項に規定する事項については、第二分庁舎の庁舎管理者が別に定めるものとする。

第十一条中「出先機関の」を削る。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「施設又は」を「施設若しくは」に改める。

第十八条第一項及び第二十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷  
平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)